
第9回江府町議会12月定例会会議録（第3日）

令和2年12月14日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 議案第113号 江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第114号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第115号 江府町営バスの管理及び運行に関する条例の全部改正について
- 日程第4 議案第116号 江府町役場の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第117号 江府町公告式条例の一部改正について
- 日程第6 議案第118号 江府町公共建物一時使用条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第119号 公職選挙法による選挙運動のためにする公立学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第120号 江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第121号 江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第122号 江府町介護老人保健施設あやめに係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第123号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第12 議案第124号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第13 議案第125号 日野町江府町日南町衛生施設組合規約を変更する協議について
- 日程第14 議案第126号 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第127号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第128号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第129号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第130号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第 131号 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第 2号）

日程第20 委員長報告

（所管事務調査報告）

（陳情等の審査報告）

陳情第10号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情

（総務経済常任委員会）

陳情第11号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書

（総務経済常任委員会）

日程第21 発議第 7号 日米地位協定の見直しを求める意見書提出について

日程第22 発議第 8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出について

日程第23 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

日程第24 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

出席議員（10名）

1 番 森 田 哲 也	2 番 川 端 登志一	3 番 阿 部 朝 親
4 番 上 原 二 郎	5 番 空 場 語	6 番 三 好 晋 也
7 番 三 輪 英 男	8 番 川 上 富 夫	9 番 長 岡 邦 一
10 番 川 端 雄 勇		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松 井 英 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐 治	教育長	富 田 敦 司
総務総括課長	池 田 健 一	住民課長	川 上 良 文
農林産業課長	末 次 義 晃	建設課長	小 林 健 治
福祉保健課長	生 田 志 保	教育課長	加 藤 邦 樹
企画財政担当課長	松 原 順 二	会計管理者	藤 原 靖
学事担当課長	景 山 敬 文		

午前10時08分開議

○議長（上原 二郎君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより令和2年第10回江府町議会12月定例会第3日目の会議を開きます。

はじめに、議案第121号、江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について。

初日の提案説明の際、持ち越しとなっていました質疑について報告を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。江府町瓜菜沢看視舎に係ります指定管理者の指定に関して、指定管理者である瓜菜沢放牧場管理組合の加藤愛敬組合長が現在本町で会計年度任用職員として勤務をしていただいております、その兼業の可否につきましてお尋ねをいただきました。そのご質問についてお答えをさせていただきます。地方公務員法第38条では、公務員の営利企業等の従事制限が定めてあり、任命権者の許可を受けることなく営利を目的とする会社、団体等の役員、もしくは営利を目的とする私企業を営み報酬を得て、いかなる事業もしくは事務に従事してはならないというふうになっております。許可を受ければ可能ということで、その許可の判断基準、手続等につきましては、江府町職員の営利事業等の従事に関する許可の基準に関する規則に定めてございます。今回、当組合が広義には営利企業に該当するというので、その後、加藤組合長のほうから営利企業に従事する許可申請書のほう提出をいただきまして規則の基準に照らし職務遂行上の支障もなく、報酬の受け取りの実態も無い。また、事業、業務の内容が畜産振興への協力的な側面が非常に強くあるということで、兼業に支障なしと確認をいたしまして許可をいたしました。結論といたしましては、指定管理者となる資格等に問題もなく、また会計年度任用職員としての営利企業等への従事制限に抵触することはないと判断し、兼業は可能というふうになっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 今、課長より詳細説明がありましたが、もし何か質疑があれば、よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 以上で、議案第121号の報告を終わります。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第113号 から 日程第19 議案第131号

○議長（上原 二郎君） 本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。よって、一括議題としますが、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1、議案第113号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第131号、令和2年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第2号）まで、以上19議案を一括議題といたします。

日程第1、議案第113号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第113号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第114号、町道路線の認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第114号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3、議案第 1 1 5 号、江府町営バスの管理及び運行に関する条例の全部改正について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4、議案第 1 1 6 号、江府町役場の位置を定める条例の一部改正について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 6 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5、議案第 1 1 7 号、江府町公告式条例の一部改正について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 7 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第118号、江府町公共建物一時使用条例を廃止する条例の制定について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第118号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第119号、公職選挙法による選挙運動のためにする公立学校等の使用による
個人演説会開催のために必要な施設の公営に関する条例を廃止する条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第119号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第120号、江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。
討論に入ります。

1番、森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） 移転に伴う場所等については、何ら問題はないわけですが、私がここでお話ししたいのは、別表第8号関係の使用料の件です。私は以前から、江府町の関係人口を増やすということで一般質問でもなにかさせていただきましたが、利用しやすい施設にしていくということが関係人口を増やしていくということには大変関係が深いというふうに思っております。今回の話のなかでも…。

○議長（上原 二郎君） すみません、森田議員。討論ですので、賛成討論か反対討論と言ってから。

○議員（1番 森田 哲也君） すみません、反対討論です。今回の話の中でも、今朝もありまし

た。佐川地区で子育てのために施設を作りたいというような案もあるというお話がありました。私が調べたところによりますと、昨年の決算書では使用料が65万円。実際には63万9,796円。一般会計で計上されています。私は無料にすべきという案ですが無料にすれば一般質問でも、最初もありましたように、塵も積もればということで追々財政的にひっ迫する状況も考えられるという町長のお話もありましたが、この無料にするということが、私は金銭的には確かに60何万円、70万円でも町費の持ち出しは増えます。ただ、町民の幅広い意見を吸い上げて関係人口を増やしてこれからどんどん江府町をよくしていこうという観点から立ちますと関係人口の増加策、増加事業というふうに捉えると、この60万円が私は決して高いものではないというふうに思っています。この60万円を費用対効果ということに持っていきますと、例えば今回実績として米原分校でも今お金をいただいているようですが、このBMXの可能性という点については本当に極端じゃない無限大の可能性があると期待をしております。そうしたところで、費用対効果をどういうふうに見るかによってせっかくの町民の芽生えかけた芽を潰してしまうのか育てていくのかということになっていくのではないかとこのように思っています。今回の一般質問でも川端登志一議員が言われましたが、固定費用ってというのはすべての施設に掛かってきます。この固定費用もおそらく何百万という人件費を超えた金額になると思いますが、その事業費と利用状況等費用効果を見たときに、私はまだまだ利用量を増やしていく必要が包括的には上がるんじゃないかというふうに思っています。確かに使っていけば電気代等経費は掛かってきますが、その経費も町民が1回1回毎日のように使っていって電気代が高くなっていくことと、それからただ投げておいて利用価値を少なくしておいて固定経費をどんどんつき込んでいく。このどちらの効果が上がるかという観点で見ると、やはり利用数を増やしていく方法をやっぱり選択すべきだというふうに私は思います。今、こうふテレビで放送されていますが、子育てについての放送がありまして私も見させてもらいました。その中で印象的だったのは子育ての保育料無料とかそういったのは本当に充実している。ただ一つ言わせていただければということで、その参加者で声が出たのが、子どもの遊び場が無い。今回も問題になっていますけど古いとか新しいとかって問題になっていますけど外はまだある。でも室内で親が安心をして子どもを遊ばせるような施設が無いというお話をしておられました。その方は、贅沢な要求かもしれませんが本当に親同士でこちらで話をしながら目の前で子どもが何人かで遊んでいる。そういった状況を自分たちは欲しいんだというお話もしておられました。やはり子育てを親が安心して出来るという状況を作るということは、これから江府町がどんどん伸びていく。関係人口、転入者を増やしていく。そういう要素に繋がっていくんだらうというふうに思っていますし、江府町には何もな

いと。ホームページを見ますと、11月号に、江府町には文化施設が無い、図書館が無いというような苦情の通知とありますが、あれが出ていまして、それに対する回答はあるんだけど図書館もあります。文化施設のいろんなやつを上手く使えば出来ますよみたいな回答だったんですけど、でも町民から見れば無いと等しいように感じられています。それは何かと言うと利用率が低いからじゃないんでしょうか。私はそういったふうに見ました。どういうふうになればとにかく利用。子どもを安心して育てられるかということで今日も佐川の地区にそういった施設も建てたいというふうな話になったんだろうと私は思っています。参考までに、うちの孫が出ていますが米子の産業体育館はゼロ円で1日遊ぶことが出来るそうです。高校生ですけども、朝行ってそこでバドミントンや施設やなんか産業体育館で1日遊んでそれで帰ってきます。米子市ですと財政規模も大きいのでそういったことが出来るかもしれませんが、江府町みたいな小さなところでもそういった事業は、私は可能だと思います。今、言いましたように使用料をいただいても60万70万です。しかも私が以前1年か2年前に調べたときの使用料も60万から70万前後だったと思います。利用率が上がってきてないということがこれで分かると思いますし、それから金額は変わらないということは使われる方も固定化してきているんじゃないかなというふうに思います。もっと手広く皆さんに使っていただいて本当に江府町の施設は充実しているんだというような印象持っていただければ転出をされる方も少なくなってきましたし、当然町外からの転入者もやっぱり関心を持って見ていただけるんじゃないかなというふうに思います。転出者が減って転入者が増えてくれば、これが町長の2期目の一番の目標であります社会増に繋がっていくんじゃないかな。そして、子育て以上の充実という方向になっていくんじゃないかなというふうに思います。私が言いたいのは無料。どんどん使ってもらうことがまず第一にやっていく。それで例えば…。

○議長（上原 二郎君） 森田議員、あの…。

○議員（1番 森田 哲也君） はい、もうちょっとで終わります。例えば、いきなりゼロが無理でも土日祝日はゼロとか、そういったいろんな提案の仕方はあると思います。私は最後に言わせていただきたいのは塵も積もればですが、塵は積もったらごみです。でも、町民の思いは塵ではない。私は砂金だと思っています。その小さな砂金を少しずつ集めて積もっていけば、これが金貨になる。そういった何に思うかによって、塵に思うのか、砂鉄に思うのか。それによって砂金のほうにだけ積もったら結果は違ってくるかなと思います。私が最後に最後に言わせていただくのは、そういった町民の小さな願いを叶えてこそ関係人口が増えて楽しい町づくりになって、この江府町に社会増現象が起きてくるのではないかなというふうに思います。私の反対意見は以上で

終わらせていただきます。

○議長（上原 二郎君） 今、森田議員から反対の討論がありました。賛成討論はありませんか。
川端雄勇議員。

○議員（10番 川端 雄勇君） 私は賛成であります。公民館を始め全ての町の施設を無料にするということは、さっきも森田議員が反対意見で言いましたように関係人口が増えるとかそういう楽しい町づくりに繋がるとかいうことは、私は即そういうふうに繋がるとは考えておりません。やっぱり施設を利用する人はそれなりの使用料、これも使用料も他町に比べてうちの使用料は少ないと思いますので、今回の条例案には賛成であります。以上です。

○議長（上原 二郎君） 他にありませんか。
三好副議長。

○議員（6番 三好 晋也君） 賛成討論でございます。川端議員は若干触れられましたけど、基本受益者負担という観念は捨てちゃならないと思います。町民全部の税金もしくは国の補助金もあるかもしれませんが、そういう町民全員が金を出し合って作った施設が公共施設だと私は思います。しかし、それを全ての人が必ず利用するとは、やっぱり限らないわけです。利用する人がそれなりの負担はわずかな金額だと私は思います。それをするのがやはり公共施設の在り方ではないかなというふうに思います。決して商売をするわけじゃないわけですから。その観点で、森田議員の言われる利用料無料という意見についてははっきり反対だと申し上げたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 他にありませんか。
空場議員。

○議員（5番 空場 語君） 私は反対の意見で、先程言われる意見の中で費用対効果等もあるんですが、例えば提案のあった土日は無料とか、そういう中身も入れながらやって利用の増加を目指していただきたい。以上です。

○議長（上原 二郎君） 他にありませんか。
ないので討論を終わりたいと思います。

採決を行います。起立によって採決したいと思います。

議案第120号に賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上原 二郎君） 起立多数です。

よって、議案第120号は、原案のとおり決することに決定いたしました。

日程第9、議案第121号、江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第121号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第122号、江府町介護老人保健施設あやめに係る指定管理者の指定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第122号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第123号、鳥取県町村総合事務組合理約を変更する協議について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第123号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第124号、鳥取県西部広域行政管理組合理約を変更する協議について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第124号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第125号、日野町江府町日南町衛生施設組合規約を変更する協議について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第125号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第126号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第126号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第127号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第127号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第128号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第128号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第129号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第2号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第129号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第130号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第130号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第131号、令和2年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第2号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第131号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20 委員長報告

○議長（上原 二郎君） 日程第20、委員長報告。各委員会の町内所管事務調査の報告に入ります。最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

3番、阿部議員。

○総務経済常任委員会委員長（阿部 朝親君）

令和2年12月14日

江府町議会議長 上原 二郎 様

総務経済常任委員会

委員長 阿部 朝親

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務調査を次の通り終了したので、報告します。

1. 調査事件 ①佐川地内土地及び建物取得箇所 ②旧大河原分校 ③旧米原分校 ④奥大山スキー場周辺（木谷沢） ⑤美用堆肥センター ⑥旧米沢小学校（奥大山地美恵）（体育館） ⑦道の駅奥大山 ⑧NPOこうふのたより ⑨財政状況について

2. 調査期間 令和2年11月20日

3. 調査者 江府町議会議員 阿部朝親、森田哲也、川端雄勇、川上富夫、三好晋也
立会者 農林産業課、建設課、住民課、総務課、奥大山Xスポーツ協議会、奥大
山地美恵、道の駅奥大山、NPO法人こうふのたより

4. 調査内容

別紙の通りとしております。

.....
——おはぐりいただきまして、
.....

調査報告

調査内容（現状及び考察）

(1) 佐川地内土地及び建物取得箇所

・取得用地面積 5,200㎡・取得価格 30,000,000円・現在建物は放置してあり、契約者所有物については、早期の撤去を指示してあるが備品等もまだ多数残っている。また、周辺の家屋等も空き家状態で放置してある。用地は、舗装状態でありフェンスもそのままの状態が続けて使える状態ではない。

【考察】

契約者の所有物の撤去については、契約者と協議され早期の撤去をされるよう指導されたい。また、周辺用地についても正式に交渉を始められ周辺環境も整備されたい。用地は、国道沿いでもありインターチェンジや道の駅等の施設もあり今後の江府町を發展できる要素を多分に含んでいる。現在計画予定の住宅団地の早期着工を望む。

(2) 旧大河原分校

・現在は、大型の木工加工備品が放置してある状態。また、周辺用地も放置状態である。建物・備品は、疲弊が進んでおり使用できる状態ではない。

【考察】

加工備品や建物も放置状態で継続して使用できる状態ではなく早期の処分が検討される。また、用地についても放置状態で周辺を含め今後の利用を早急に検討されたい。

(3) 旧米原分校

・BMXパークとして整備されており、今後の利用が期待される。ただ、水道やトイレの使用が止めてあり使用しづらい状態になっている。担当課の見積もりでは、復旧に600万円

位の経費が必要と見積もっている。数日後には竣工記念大会が予定されているが県内外からのお客さんに対して江府町の大きなマイナス要素になると思われる。

【考察】

3年かけて町内の有志によって完成されたこのパークは、BMXコースとしては近郊にない優良な施設と聞き、今後の江府町の目玉となる可能性を感じる。町内の農産物や特産物の販売、そして関係人口の確保など県内外に向けて希望の持てる施設となっている。今後、町としてしっかりとした支援と情報提供をし、本町の大きな資源として頂きたい。廃校舎の再利用に悩んでいた本町に大きな指標を示してくれる施設である。

(4) 奥大山スキー場周辺（木谷沢）

・年々観光客に人気が出てきており、本町の優良観光地となっている。しかし、近年の災害により遊歩道の橋梁が使用不可能状態になっている。

【考察】

本町を代表する観光施設であり、その整備は喫緊の問題である。橋梁については、鳥取県等関係機関と早急に協議され復旧方法の検討をされたい。また、今後の施設の充実を図るため遊歩道を周遊できるように新たな開発も検討され観光客の増員を図られたい。

(5) 美用堆肥センター

・販売実績は、年々上がってきており堆肥の状況も品質は向上してきている。ただ、施設としては年数とともに劣化してきており今後の管理に経費を要する状況である。また、備品の故障により労費に負担がかかっており改善を要するようになっている。

【考察】

品質の向上に伴い、販売も上がってきており今後の本町の有機農法の推進に期待が持てる。ただ、施設管理と労働管理については改善の時期が来ている状況で検討を要する。

(6) 旧米沢小学校（奥大山地美恵、体育館）

・体育館、校舎については、役場備品や文化財等が保管してある。建物は、管理状況が悪く文化財等の管理としては不良と思われる。また、新規事業としてコーヒー豆の奥大山の水を使用した新製品の開発が行われる準備が進められており今後に大きな期待が持たれる。

・奥大山地美恵は、有害鳥獣実績がイノシシ193頭、シカ40頭など多くなってきている。しかし、稼働実績は、イノシシ15頭、シカ11頭となっており職員不足のため十分稼働できていない。そして特定の職員に負担がかかっている状態である。販売実績は、コロナ禍の中で道の駅79,214円、個人170,600円と健闘しているがまだ需要に答えきれ

ていない状況である。

【考察】

旧米沢小学校については、建物の老朽化があり今後の保存について検討を要する。新庁舎移転による日輪閣の再利用として保管の移動を検討されたい。また、奥大山農業公社や奥大山地美恵の事務所、新規事業の作業所としても利用されており維持管理について安全で利用し易い改善が必要である。今後の本町の特産品開発や奥大山ブランドの推進にも大いに期待される。しっかりとした支援をするべきと考える。

奥大山地美恵については、初年度としては販売等順調なスタートといえる。しかし、施設としては、まだ不十分な点があり指定管理者と協議され利用者の意見を十分尊重された改善を要求したい。また、人間的にもギリギリの状態であり、大いに改善を求めるものである。品質については高い評価を得ており、更なる販売額向上が望めると考える。しっかりとした人員確保と後継者の養成、猟友会との捕獲連携が重要と思われる。奥大山の貴重な特産品として成長させていく必要があり、本町としても鳥獣被害対策と奥大山ブランド推進の両面で本格的に財政面を含めた支援をしていくべきと考える。

(7) 道の駅奥大山

・店舗の販売状況は、同時期比で8,046万2,000円。前年9,176万9,000円と順調に伸びてきていたが、コロナ禍により4月5月が大幅に減額になった。しかし、9月10月には前年を上回る金額・客数となり再び順調な営業成績となって来た。年間売り上げ1億円を目指した取り組みの中で、新商品・新メニューの開発や、各種イベントの開催、販売方法の開拓によるもので今後も期待できる状況といえる。

【考察】

確かな目標設定に基づく営業方針で順調な営業成績となっており、道の駅職員の向上心の賜物によるものと評価できる。今後も、米子道の無料途中下車の政策や、ふるさと納税、イベントの開催など利用し関係人口の獲得など道の駅奥大山からの情報発信を期待したい。また、直売所みちくさや奥大山地美恵との連携による地元産品の販売消費など、本町の農業振興や人口増加策にも繋がるよう行政がしっかりとした連携支援をされたい。

(8) NPO法人こうふのたより

・全集落の空き家現地調査を実施。町内の空き家数は225戸。そのうちバンク登録は49戸、入居中が25戸で、現在すぐ使用できる空き家は1戸しかない。

・移住定住相談の相談回数は、287件でこうふのたより受託以降は以前の132件の2倍

以上となっている。移住者の件数は、平成29年から増加し昨年は4戸あった。

・お試し住宅の運営管理、移住者のサポート、ファンクラブへの支援、ふるさと納税の返礼品開発等実施。特に、起業支援していたBMXパークの竣工と奥大山水洗い珈琲など新事業が県外でも注目されている。

【考察】

空き家対策は、人口増加には重要な事業であるが、すぐに使用できる空き家の確保が少なく今後の確保方法を研究検討されたい。また、移住定住相談による相談者が本町に関心を持ってもらえる方策を町の最重要施策となるよう多方面から検討されたい。さらに、起業支援をしてきたBMXパークと奥大山水洗い珈琲については注目度も高く、本町の貴重な資源となるよう行政としっかり連携を取り合い最大限の支援をされたい。本町の楽しいまちづくり、魅力あるまちづくりに、こうふのたよりの委託事業は重要なポイントであり行政と連携を取りながら事業の遂行をされたい。続きまして、令和2年度江府町の財政推計、総務課のほうからご説明をいただきました。ご覧いただきますように、左側、令和2年度歳入歳出差引額6,900万円ということになっておりますが、11年度には歳入歳出差引額がマイナスの1億7,600万円となる推計がなされております。基金残高につきましても、2年度には10億1,400万円が11年度には5億5,700万円と3分の1程度になるというふうな推計をしておられます。しかし、公債費残高が2年度には46億2,800万円のもの、11年度には33億6,500万円ということで基金残高が減少しておりますのは少し希望が持てるような格好かと思ったりしておりますが、考察としまして、歳入は固定資産税の減が見込まれ、地方交付税も人口減が影響し減少が見込まれる。しかし、地方税の減収との兼ね合いで地方交付税は不計画である。今後の国の動向が注視される。このように歳入は不確定要素が多いがふるさと納税など増収の要素もある。新しい財源確保は今後も重要である。また、歳出は今後大型事業の予定はないがインフラ施設の修繕が見込まれ財源確保には常に研究することが望まれる。基金は11年度で5億5,700万円の予定だが、今後の事業実施、人件費について節約と優位な財源確保が今後は更に重要になってくる。今後も厳しい財政状況が予想されるが更なる創意工夫をされた財政運営を望みたい。以上でございます。

.....
○議長（上原 二郎君） ただいまの調査報告について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないようでありますので、次に、教育民生常任委員会の報告を求めます。

委員長、三輪英男君。

○教育民生常任委員会委員長（三輪 英男君）

令和2年12月14日

江府町議会議長 上原 二郎 様

教育民生常任委員会委員長 三輪 英男

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次の通り終了したので報告します。

- 1、調査事項 ①江府小学校 ②子供の国保育園 ③江府中学校 ④いこいの広場らんちゅう
⑤江府町社会福祉協議会
- 2、調査期間 令和2年11月17日
- 3、調査者 江府町議会議員 三輪英男、川端登志一、長岡邦一、上原二郎、空場語
立会者 教育委員会、福祉保健課、江府小学校、江府中学校、子供の国保育園、
いこいの広場らんちゅう、社会福祉協議会
- 4、調査内容 別紙のとおりにありますのでおはぐりください。

調査報告

（現状及び考察）

（1）江府小学校

- ・現在児童数は83人である。推移の予測では令和5年の91人をピークに減少に転じる。
- ・少しずつであるが増える要因として自然環境を魅力と捉えたUターン家族児童もいる。また新しい校名も好感を得ている。
- ・授業においてはICTを活用し効率を上げている。今年度中にGIGAスクール制度の適用により全児童にiPadが配備される。
- ・英語の取り組みは5年生でABCが完全に書けることを目標としている。また英会話力についてはALTの活用でこれも効果を上げている。

【考察】

義務教育学校移行に向けた職員室間モニターテレビの設置などを早期に協議し、またプールの改修については、保育所の移転場所と併せ慎重かつ迅速に検討されたい。全体的にIT機器やALTを活用し活発な授業風景であった。課題として令和4年に迫った義務教育学校開校に向け全校一丸となり準備を進め、教育目標の実現に取り組まされたい。

(2) 子供の国保育園

- ・園児数は令和2年度見込みで63名である。令和3年度においては64名の見込みである。受け入れ年齢の引き下げにより若干名であるが利用増となっている。
- ・遊びきるための保育環境の整備として、各保育室に工夫を凝らし園児の成長に配慮している。
- ・夏の整備作業中まむし一匹を発見駆除したが通年に渡り注意すべきである。
- ・給食は園内の設備により供給しているが未満児などにも対応したメニューがあるため小中の給食との合併は困難である。

.....
——1枚おはぐりください。
.....

【考察】

コロナ禍で交流事業が制限されても園児たちは明るく元気に活動している。法定の職員数は満しているが予定外の事態には対応できていないため職員の補充が望ましい、また併せて職員用福利厚生のための施設も充実しなければならない。

(3) 江府中学校

- ・令和2年度の生徒数は40名である。
- ・校舎は7年を経過したが整理整頓され、ほぼ当初の景観を維持している。校舎を磨く会などの活動が実を結んでいると思われる。
- ・生徒数に比してクラブ活動は盛んで優秀な成績を上げている。しかし、町営バスの減便により活動時間が制限されその負担は保護者に及んでいる。
- ・不登校生徒はいない。しかしながらいじめ事案があり撲滅宣言を発する状況となったが、その過程において生徒たちは自ら行動してこれを解決した。

【考察】

職員数は、向う数年は充足するがクラブ活動の指導においては、外部に依存するなど格段の配慮が必要と思われる。いずれにしても生徒及び教職員に良い方向となるよう努められたい。

(4) いこいの広場らんちゅう

- ・当施設は地域密着型通所介護施設であり、開設からすでに8年を経ようとしている。
- ・人員の受け入れは1日18名で対象者は要支援1・2、要介護1・2・3に該当するものであるがその他、医療支援にも対応している。

- ・活動状況は脳トレ、クラブ活動、機能訓練、各種行事、レクリエーションを実施している。

【考察】

8年の実績において地域では必要不可欠な施設となっている。また、利用者の介護度は改善している。これは脳トレや機能訓練の効果と考えられる。課題としては安定した利用者数の確保にある。今後は多数在籍する看護師を活用した特色ある経営に活路を見出し、更なる地域の福祉に貢献することを望みます。

(5) 江府町社会福祉協議会

- ・職員数及び就労状況は、正職員2名、嘱託職員3名で活動し、独自の給与規定や就業規定を設け処遇改正に努めている。
- ・事業実施項目としては地域福祉活動のための啓発活動、小地域ネットワークの形成、在宅福祉サービスの充実及び開発に努めている。また、福祉教育推進校の活動支援や子どもサロンも実施している。
- ・新規事業として買い物支援サービス事業を12月より開始する予定である。
- ・課題としては活動車両の更新、人材の確保である。

【考察】

ボランティアの登録と活動支援並びに、住民相互による支え合い活動の推進、配食サービス、健康づくり、認知症予防対策事業の実施等に引き続き努力されたい。

.....

以上でございます。

○議長（上原 二郎君） ただいまの調査報告について質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） それでは、次に陳情等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、阿部朝親君。

○総務経済常任委員会委員長（阿部 朝親君）

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第10号)

全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改革に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情

(2) 理 由 日米地位協定は、協定後60年が経過し、国際情勢も変化してきているが、いまだ日本国内にもかかわらず、日本の法律が適用されないことは問題と考える。特に基地周辺住民の安心安全な生活確保のためにも、協定の見直しを行うべきと考える。さらには、新型コロナウイルス禍における状況は、より一層深刻である。よって、全国知事会の提言に基づき、日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう、国及び関係機関への意見書提出についての陳情は、採択すべきと考える。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和2年12月14日

総務経済常任委員会委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎 様

.....
——続きまして、
.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第11号)

所得税法第56条の廃止を求める陳情書

(2) 理 由 制定後すでに50年余り経過し、社会経済情勢は大きく変化してきている。しかし、家族従業者への優遇措置は依然として白色申告者には認められておらず、家族従業者の労働基本権は奪われた状態のままとなっている。こうした中、平成26年1月からすべての個人事業者に記帳の義務が課せられたことにより、青色申告者に限って家族従業者への給与支払いを認める根拠はなくなっている。家族従業者の人権の確立は、急務の課題であり、所得税法第56条は廃止すべきと考える。よって、この陳情は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和2年12月14日

総務経済常任委員会委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎 様

.....

以上でございます。

○議長（上原 二郎君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第10号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改革に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

陳情第11号、所得税法第56条の廃止を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

.....

日程第 2 1 発議第 7 号 から 日程第 2 2 発議第 8 号

○議長（上原 二郎君） 日程第 2 1、発議第 7 号、日米地位協定の見直しを求める意見書提出についてから、日程第 2 2、発議第 8 号、所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、阿部朝親議員。

○議員（3 番 阿部 朝親君）

.....
発議第 7 号

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 阿部 朝親
賛成者 江府町議会議員 森田 哲也
賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇
賛成者 江府町議会議員 川上 富夫
賛成者 江府町議会議員 三好 晋也

日米地位協定の見直しを求める意見書提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 1 4 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第 1 0 号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣

.....
日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

わが国には、日米安保条約に基づく日米地位協定により、3 0 都道府県に 1 3 0 を超える米軍基地があります。その米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件・事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減が重要課題となっています。

こうした中で、全国知事会は 2 0 1 8 年 7 月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択しま

した。この知事会提言以降、全国各地の区市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されています。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増しています。加えて、新型コロナ危機です。現在の日米地位協定のもとでは、世界最大の感染国であるアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはありません。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻です。

日米地位協定は、米軍人等の犯罪に係る裁判権や国民生活に深くかかわる事項が日本国法令の適用外と定められていますが、1960年に締結されて以来、60年間一度も改定されず不平等の規定のまま今日に至っています。国民の生命、財産並びに人権を守るためには日米地位協定のあるべき姿への見直しが喫緊の課題となっています。よって、国において適切な措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

鳥取県日野郡江府町議会

——おはぐりいただきまして、

発議第8号

令和2年12月14日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 阿部 朝親
賛成者 江府町議会議員 森田 哲也
賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇
賛成者 江府町議会議員 川上 富夫
賛成者 江府町議会議員 三好 晋也

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第11号、所得税法第56条の廃止を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する

(意見書提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当大臣)

所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)

所得税法第56条(以下56条という)は、家族従業者の働き分を必要経費と認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得とみなされ、家族従業者は労働基本権を奪われた状態になっている。世界の主要国では家族従業者の権利回復のために早急に56条は廃止されなければならない。

現在、家族従業者の労賃は57条(以下、57条という)の各項で定められている通り、白色事業専従者控除として年間配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで最低賃金にも達していない。青色申告では家族従業者への給与を経費として認めているが、税務署長への届け出と許可を得ることが前提の優遇措置であり、労働の対価を受け取るという権利を認めたものではない。また、平成26年1月から全ての個人事業者に記帳の義務が課せられたことにより、青色申告者に限って家族従業者への給与の支払いを認める根拠はなくなっている。

平成28年3月には、国連女性差別撤廃委員会から、「56条により日本の経済的自立が妨げられている」として是正の勧告が出され、平成29年11月には、日本弁護士連合会(日弁連)も政府への意見書に「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう56条及び57条を見直すべき」と政府へ意見をあげている。政府自身も56条、57条の見直しを検討すると国会で答弁しており、56条についての問題は明確になっているが、いまだなんらの実効的な対応はとられず、家族従業者の人権の確立は急務の課題となっている。

記

1 所得税法第56条を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

鳥取県日野郡江府町議会

以上です。

○議長(上原 二郎君) 質疑、討論、採決は1件ごとに処理進行いたします。

発議第7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。

発議第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第8号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第23 閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第24 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（上原 二郎君） 続きまして、日程第23、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から日程第24、閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）まで計2件を一括議題といたします。

議会運営委員会、広報公聴常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりします。各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継

続調査とすることに決しました。

○議長（上原 二郎君） おはかりします。本定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和2年第10回江府町議会12月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時13分閉会
